

自動車乗入口設置に伴う承認工事 申請書作成の手引き

(道路法第 24 条に基づく道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請)

日進市建設部

道路河川課

TEL 0561-73-2642

FAX 0561-73-1871

令和8年6月

目次

1. 申請にあたり

2. 許可基準

3. 申請書類

4. 申請の流れ

5. 様式・基準・標準図

申請書様式・記入例

完了届

自動車乗入口の形状図

ブロック詳細図

舗装構成図

1. 申請にあたり

(1)乗入口設置工事に関する基本的事項

自動車乗入口の設置は、道路法 24 条に基づき申請者負担による「道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請」(承認工事)が必要です。

乗入口は「道路の一部」です。そのため、敷地への侵入のための乗入口よりも、歩行者や自転車など通行者の安全な通行を最優先としております。

(2)申請の流れ

歩道の本来の機能を損なうことのないよう、施工内容が「日進市道路管理規則」の基準に準拠していること、また、同規則に定めのない事項については、愛知県建設局の「道路構造の手引き」に準拠していることを審査しますので、申請書を提出してください。

この手引きでは、乗入口設置工事に伴う標準的な許可基準や参考図を記載していますが、道路形状や構造物はさまざまで、現況に応じた計画が必要です。申請前には、基本的事項を確認するため、先ず窓口にて事前相談いただきますようお願いいたします。なお、詳細な技術審査は申請を受け付けた後となりますので、予めご承知おきください。

申請にかかる手数料は不要です。

(3)用語の定義

店舗等：自家用車以外の車両が出入りする以下の施設などを指します。

商業施設・サービス業：コンビニエンスストア、飲食店、物販店、理美容室、学習塾、ガリンスタンド等

事業所・事務所：会社事務所、営業所、工場、倉庫、物流拠点等

公共・福利施設：医療機関(クリニック・薬局)、福祉施設、保育園・幼稚園等

駐車場・賃貸物件：駐車場(月極・時間貸)、集合住宅(アパート・マンション等)の共用駐車場

2. 許可基準

歩道に自動車の乗入口を設置するためには、歩行者の安全確保及び車両の出入りによる道路の損傷防止のため、さまざまな制約があります。以下の例示をよく確認の上、書類を作成してください。

(1)乗入口の設置を禁止する箇所

歩道の乗入口は「道路交通法第 44 条」で規定する以下の場所には原則として設置できません。ただし、次の2つの条件を満たす場合は例外です。

<例外条件>

(ア)当該自動車乗入口の設置が、真にやむを得ないと認められる場合

※原則、個人の土地利用の都合は、理由となりません。

(イ)条件(ア)の場合で、日進市を所轄する愛知警察署との間で、その設置について協議が整った場合

<参考>

道路交通法第 44 条の各号に規定される箇所とは、次の箇所をいう。

(各用語は道路交通法第 2 条の定義による。※抜粋)

- ① 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂またはトンネル
- ② 交差点の側端または道路の曲がり角から5メートル以内の部分
- ③ 横断歩道または自転車横断帯の前後の側端から、それぞれ前後に5メートル以内の部分
- ④ 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に 10 メートル以内の部分
- ⑤ 乗合自動車の停留所またはトロリーバスもしくは路面電車の停留場を表示する標示柱または標示板が設けられている位置から 10 メートル以内の部分
- ⑥ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 10 メートル以内の部分

(2)設置箇所数

原則、乗入口は 1 敷地につき1箇所とします。

ただし、店舗等で自動車の乗入れが多い箇所又はその他やむを得ないと認める場合は、この限りではありません。

※乗入口は、幅・数ともに必要最小限となるよう計画してください。

※2 箇所以上必要となる場合は、明確な理由を提示してください。

(3)乗入口の設置幅

乗入口の設置幅及び輪荷重影響幅の考え方は、原則として下記表のとおりです。乗入口の形

状は「歩道の自動車乗入部形状図」を標準とします。本手引きの「5. 様式・基準・標準図」の「自動車乗入口の標準形状図」を参照してください。

「すり付け」及び「巻き込み」は、隣地境界線から車道中心線へ下した垂線を超えて設置してはなりません。ガードパイプの設置が困難な箇所は、デリネーター付きポラードを設置し、歩行者の安全を確保してください。なお、標準的な設置が困難な場合は、技術審査を経て回答します。

【歩道の形式】

- フラット式 … 車道と歩道の高さが同じレベルで、その境界に境界ブロック(縁石)が置かれるもの。
- マウントアップ式… 歩道が車道より 15cm(又は 20cm)高く、高低差で明確に区切られているもの。
- セミフラット式 … フラット式とマウントアップ式の間で、歩道が車道より 5cm 程度高く、歩車道の境界に境界ブロックが置かれているもの(高低差の数値は固定値ではなく標準的な規格)。

自動車種別		歩道形式	フラット式	マウントアップ式※	
			セミフラット式	すり付け	巻き込み
設置幅	A型		3.0m	3.0m	4.0m
	B型		6.0m	6.0m	7.0m
	C型		必要幅 (10.8m以下)	必要幅 (10.8m以下)	必要幅 (12m以下)
輪荷重 影響幅	A型		1.5m	1.5m	1.0m
	B型		2.0m	2.0m	1.5m
	C型		2.6m	2.6m	2.0m

A型:乗用車・小型貨物自動車

B型:普通貨物自動車用 6.5t積以下

C型:大型・中型貨物自動車用 6.5tを超えるもの

※マウントアップ式の乗入口は、道路構造物がない場合は「すり付け」、植樹帯やガードパイプ等がある場合は「巻き込み」となります(自動車乗入口の標準形状図参照)。

※C型の場合、車両走行軌跡図により必要幅を算出してください。

【ハーモニカ型駐車場の特例措置】

3台駐車可能なハーモニカ型駐車場の場合に限り、車道側の開口幅6m以下(設置幅4.8m以下+1.2m)とします。

ただし、4台以上のハーモニカ型駐車による乗入口設置は認められません。

(4)乗入口の設置角度

車道中心線に対して「直角に設置」が原則です。

(5)不要となる乗入口

乗入口の移設等により不要となる既設の乗入口は、閉鎖して歩道に復旧してください。復旧に

かかる費用は申請者負担となります。

(6)植栽の取り扱いについて

①高木の取り扱い

高木の移植は難しいので、乗入口設置に支障がある場合、原則として伐採及び処分となりますが、市で補植した若木等は移植又は現況に合わせた補植を指示することがあります。

②低木・中木の取り扱い

撤去・処分ではなく、同一路線への移植が原則です。同一路線に移植場所がない場合や樹木が移植できない状態の場合(枯死しているなど)は、事前に協議してください。

(7)道路側溝について

乗入口設置にあたり、側溝の強度が不足する場合は、車両の重量に耐え得る仕様への改修(布設替え)が必須です。側溝蓋の標準仕様は車道用での蓋掛け、グレーチングは耐荷重T-25・細め網目・ノンスリップ仕様で、5mごとにグレーチング1枚を設置してください。5m未満の側溝蓋設置についてはグレーチング1枚を設置してください。

※すでに車道用蓋が布設済みの地区、特殊仕様のグレーチングが設置されている地区等、市内でも状況が異なります。必ず窓口相談前に現況を確認してください。

既設側溝の種類	自動車種別 (※1)	乗入れ台数 (※2)	整備方法
PU1 (歩道上蓋式 U 型側溝)	A 型	2 台以下	PU3 型側溝への布設替え(※3)+3 種蓋の設置 又は、 2 種蓋の設置(※4)+補強コンクリート(※5)の設置
		3 台以上	PU3 型側溝への布設替え+3 種蓋の設置 又は、 横断(スリット)側溝への布設替え(※6)
	B 型・C 型	1 台以上	横断(スリット)側溝への布設替え(※6)
PU2 (歩道用落蓋式 U 型側溝)	A 型	2 台以下	3 種蓋の設置
		3 台以上	PU3 型側溝への布設替え+3 種蓋の設置 又は、 横断(スリット)側溝への布設替え(※6)
	B 型・C 型	1 台以上	横断(スリット)側溝への布設替え(※6)
PU3 (車道用落蓋式 U 型側溝)	A 型	2 台以下	3 種蓋の設置
		3 台以上	3 種蓋の設置 又は、 横断(スリット)側溝への布設替え(※6)
	B 型・C 型	1 台以上	横断(スリット)側溝への布設替え(※6)

1 種蓋:歩道用の蓋

2 種蓋:PU1 型側溝に設置する車道用の蓋

3 種蓋:PU2 型、PU3 型側溝に設置する車道用の蓋

A 型:乗用車・小型貨物自動車

B 型:普通貨物自動車用 6.5t 積以下

C 型:大型・中型貨物自動車用 6.5t 積をこえるもの

(※1)店舗等で搬入車両の出入りがある場合は、搬入車両種別により判断します。

(※2)駐車形態から判断します。店舗等で、同一乗入部において複数の車両が通行する場合は 3 台以上とみなします。なお、
15 台以上の駐車スペースがある場合は、横断(スリット)側溝への布設替えが必要です。

(※3)PU1-180 側溝の場合、自動車種別、乗入れ台数に関わらず PU3 型側溝又は横断(スリット)側溝への布設替えが必要です。

(※4)2 種蓋では道路と高さが合わない場合、側溝の布設替え又は耐荷重 T-25 仕様のグレーチングの設置が必要です。

(※5)側溝破損防止及び蓋ズレ防止のため、補強 Co は民地側に t=100、側溝底面の深さまで施工してください。

(※6)計画横断側溝の隣接排水路が蓋掛け等により内空確認が容易であり、かつ内空断面が隣接排水路と一致している場合は、集水桝の設置は不要です。

(8)現場発生材

乗入口設置に伴い発生したガードレール等の現場発生材は、申請者の責任において適切に処分してください。

(9)歩道進入防止対策について

店舗等においては、通行者の安全な通行を確保するため、民地内において歩道への進入防止対策として構造物(フェンス、縁石ブロック、車止めなど)の設置を講じてください。

(10)歩道が無い場合の乗入口について

歩道が無い箇所に乗入口を設置する場合は、「(1)乗入口の設置を禁止する箇所」、「(7)道路側溝について」、「(9)乗入口以外の進入防止対策について」の基準に準拠して計画してください。

特に、交差点隅切り部からの自動車の出入りは、道路交通及び歩行者及び自転車通行者に支障を及ぼすおそれがあることから認められません。

また、新たに乗入れ用の側溝蓋を設置する場合において、隣接する側溝蓋又は隣地境界までの距離が2m以下となるときは、転落防止のため、側溝蓋を設置してください。

3. 申請書類

(1)書類一覧

申請に必要な提出書類は、次のとおりです。申請は正本及び副本の2部を提出してください。

- ① 申請書(道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書)
- ② 位置図(縮尺 1/1500～1/2500 程度)
- ③ 土地整理図(公図)の写し
- ④ 現況平面図(縮尺 1/10～1/200 程度)
- ⑤ 計画平面図(縮尺 1/10～1/200 程度)
- ⑥ 横断面図(縮尺 1/10～1/200 程度) ※側溝布設替えなど、必要に応じて。
- ⑦ 縦断面図(縮尺 1/10～1/200 程度) ※側溝布設替えなど、必要に応じて。
- ⑧ 構造図又は材料承認図(側溝や蓋の仕様の分かるもの)
- ⑨ 安全対策図(工事中の安全対策、交通安全施設、迂回路等を示したもの)
- ⑩ 現況写真
- ⑪ その他

(留意事項)各図面には、縮尺(例:1/100)を記載してください。

(2)申請書類の注意事項

①申請書

申請者名は、乗入口を必要とする人です。施工業者ではありません。

※申請者とは別に、書類内容の確認ができる人の氏名及び連絡先を記載してください。

②位置図

担当者が現地確認等に参考となる案内図です。住宅地図や都市計画基本図(街路図)等の写しで構いません。申請箇所を赤色で明示してください。

③土地整理図(公図)の写し

法務局又は日進市税務課で写しを取得できます(縮小コピー不可)。申請箇所を赤色で明示してください。

④現況平面図

工事前の現況や構造物の位置関係等が分かる図面を作成してください。

⑤計画平面図

乗入口を必要とする敷地の形状及び建物等の配置、特に車庫や駐車場の位置関係・台数等が分かるように作成してください。乗入口の両端から前後10m程度の道路施設等、位置、寸法及び材料等を明示してください。

⑥横断面図・⑦縦断面図

乗入口を設置する道路の舗装構成、横断勾配及び寸法、側溝を改修する場合は側溝周りの詳細、寸法、材料等が分かるように作成してください。

道路区域と民地との境界(官民境界)を明記してください。

⑧構造図又は材料承認図(側溝や蓋の仕様の分かるもの)

乗入口設置工事に使用する製品や仕様が確認できるものを添付してください。二次製品を使用する場合は、カタログのコピーで構いません。

⑨安全対策図(保安設備設置計画図)

警察署に提出する道路使用許可申請書にも必要となる図面です。ガードマン、看板の位置、歩行者用通路幅、迂回路等安全対策を示した図面を作成してください。

⑩現況写真

計画場所が確認できるように全景および近景を数枚撮影してください。延長が長い場合は10m程度の間隔で撮影してください。

⑪その他

関連する事項を確認するため、追加資料の提出を求めることがあります。例えば、B型・C型の乗入口の場合は理由書や車両走行軌跡図が必要です。

4. 申請の流れ

(1) 審査から完了まで

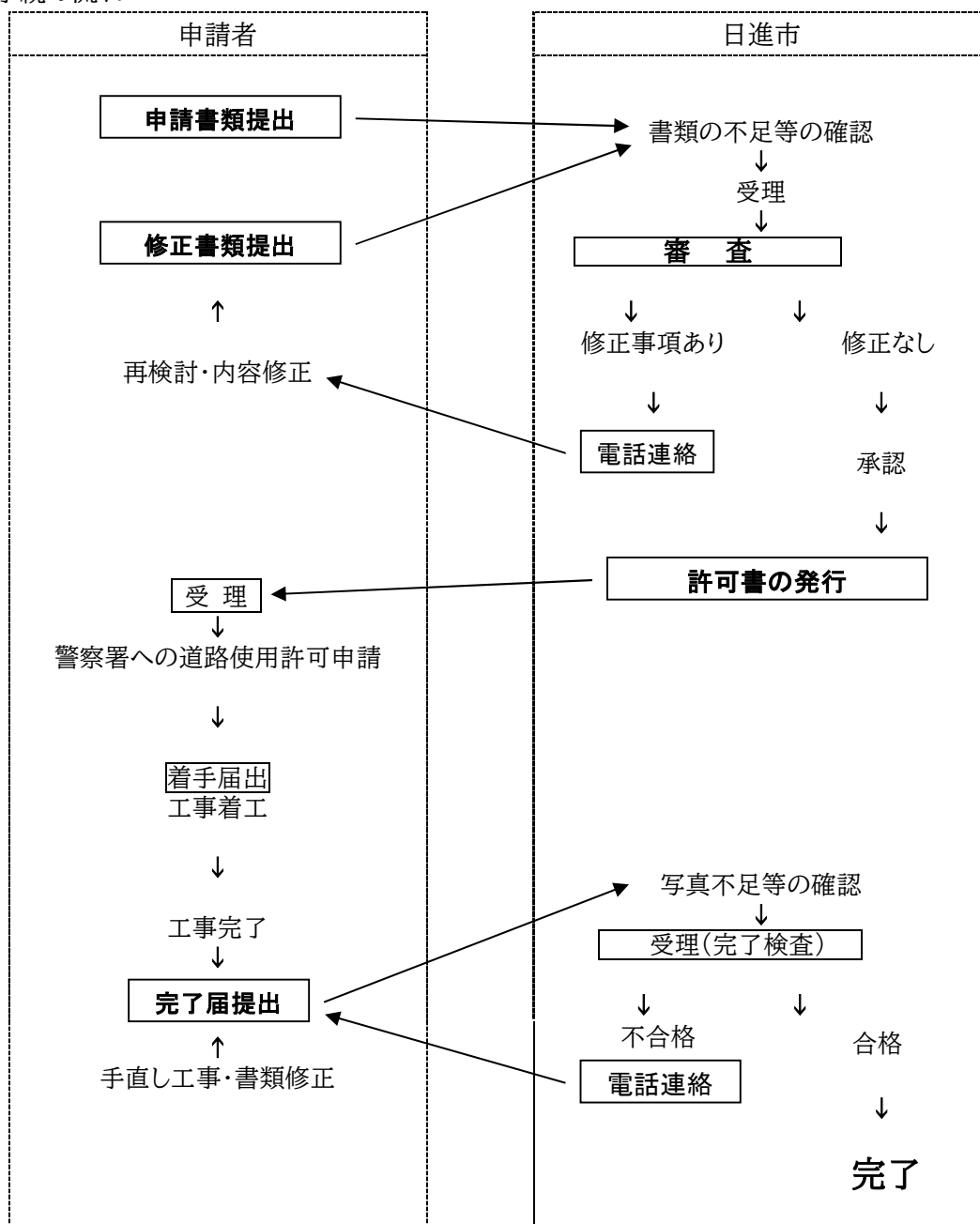
事前相談をいただいている場合であっても、計画内容に大きな不備等が確認された際は、審査の都合上、その都度ご連絡をします。修正のご対応をお願いします。なお、その他の審査意見については、書類審査後にまとめて電話でご連絡しますので、同様の対応をお願いします。

承認工事は、日進市長の承認を得て許可書を交付します。許可書発行の目安は、申請書類を受理してから、営業日で数えて、おおむね10日から14日程度です。

※電子メールやファクス等での申請は受け付けておりません。

※許可書の交付は、内容の修正が完了した後になります。修正完了前の交付はできません。

<手続の流れ>



(2)完了届

施工後には完了届を提出し、市による完了検査を受けてください。完了届に添付する写真は、計画図と照合できるように撮影してください。

〈提出書類〉

- ① 完了届
- ② 許可書の写し
- ③ 各工程の写真
 - ・完了前後の写真
 - ・路床(路盤)の転圧工程
 - ・舗装厚の計測
 - ・埋設物等の後から確認できないものの布設状況
 - ・使用するコンクリート製品の検収作業
 - ・側溝、植樹帯、ガードパイプ等、その他関連工に係る工程写真
(グレーチング蓋を設置した場合はグレーチング蓋の耐荷重が分かる写真か出荷証明書。複数枚グレーチング蓋を設置した場合は設置した枚数が確認できる写真)

5. 様式・基準・標準図

第1号様式(第2条関係)

<p>道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>日進市長 様</p> <p style="text-align: center;">住所 (〒)</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">名称及び</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">電 話</p> <p>下記のとおり、道路に関する工事の設計及び実施計画を承認してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
1	工事の場所	市道 線
2	工事の種別	
3	工事の概要	
4	工事の実施方法	
5	工事の期間	承認の日から 日間 年 月 日から 年 月 日まで
6	概算工事費	
7	工事を必要とする理由	
<p>令第 号</p> <p>上記のとおり承認します。ただし、次の条件を守ってください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">道路管理者 日進市長</p>		
条 件		

備考 添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 位置図(縮尺10,000分の1以上) (2) 土地整理図の写し (3) 平面図縮尺(500分の1以上) (4) 構造等の詳細図(縮尺100分の1以上) (5) 道路縦断図(縮尺縦100分の1以上、横500分の1以上) (6) 道路横断図(縮尺100分の1以上) (7) 仕様書 (8) その他工事の内容を表す図書 (9) 工事箇所の写真

記入例

第1号様式(第2条関係)

道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書	
日進市長 様	
住所(〒) 年 月 日	
氏名	
名称及び	
代表者氏名	
電話	
下記のとおり、道路に関する工事の設計及び実施計画を承認してください。	
記	
1	工事の場所 市道 線
2	工事の種類
3	工事の概要
4	工事の実施方法
5	工事の期間 承認の日から 日間 年 月 日から 年 月 日まで
6	概算工事費
7	工事を必要とする理由
上記のとおり承認します。ただし、次の条件を守ってください。 年 月 日 令第 号 道路管理者 日進市長	
条件	

申請者は、乗入口を必要とする本人。施工業者については、「4工事の実施方法」に記入。

乗入口が必要な敷地の地番を記入(〇〇番地先)。

工事目的を具体的かつ簡潔に記入(自動車乗入口の設置)

「別添のとおり」とし、添付図面で内容を示す。

「直営」又は「請負」と記入。請負の場合は、施工業者名、担当者名及び担当者連絡先を合せて記入。

工期は、必ず余裕を考慮し設定すること。着手日は「承認日」としても構わない。

この欄は記入しない。

備考 添付書類は、次のとおりとする。
 (1) 位置図(縮尺10,000分の1以上) (2) 土地整理図の写し (3) 平面図縮尺(500分の1以上) (4) 構造等の詳細図(縮尺100分の1以上) (5) 道路縦断面図(縮尺縦100分の1以上、横500分の1以上) (6) 道路横断面図(縮尺100分の1以上) (7) 仕様書 (8) その他工事の内容を表す図書 (9) 工事箇所の写真

日進市承認工事申請に伴う添付書類チェックリスト

※ チェック欄に○を付け、申請書に添付し提出をお願いします。

添付書類	添付書類の内容		チェック欄 (○を記入)
位置図	住宅地図、1/2500の都市計画図等		
	補足	場所を把握するため、計画箇所に色付けをする。	
公図 (公図の写し)	申請地を含む全ての隣地が記載されている公図		
	補足	どの地番で工事をするのか確認するため、計画箇所を朱書きで示す。	
平面図	計画平面図及び現況平面図		
	補足	(現況と計画の)建物の配置と工事箇所、道路との位置関係がわかるもの。図面には数量だけでなく、実際の物件を明示すること。	
縦断面図 横断面図	工事する物件の詳細を記入した縦断面図、横断面図		
	補足	舗装構成の詳細、側溝周りの詳細、厚さ、長さ、勾配、材料など図面に記す。復旧幅も明記する。 乗り入れ工事の場合は、乗り入れ部分の詳細図が必要。	
構造図 又は材料承認図	二次製品を使用する場合、側溝や蓋などカタログのコピー		
安全対策図	工事中の安全対策や交通安全施設、迂回路などを示した図		
	補足	ガードマン、看板の位置、道路幅員、有効幅員、歩行者用通路幅等がわかるように明記する。	
写真 (カラープリント)	工事をする前の現状のカラープリント		
	補足	計画場所が確認できる写真。 わかりづらい場合は朱書きで示す。 例：全景(対象物とその周囲がわかる写真) 近景(対象物の詳細がわかる写真) 延長が長い場合は、10mピッチで写す。	
その他	・側溝蓋を設置する場合、(車両乗入れ部分は二種蓋とし、)5mに一枚T-25、細目、ノンスリップ加工のグレーチングを設置すること。 但し、共同住宅、店舗等への乗入口の場合は事前相談が必要。		

(注1)申請者名は、当該工事を必要とする発注者等とします。

(注2)申請書は正副として2部提出してください。3日以上継続して通行止めが発生する場合は、別途通行止めの書類が三部必要です。

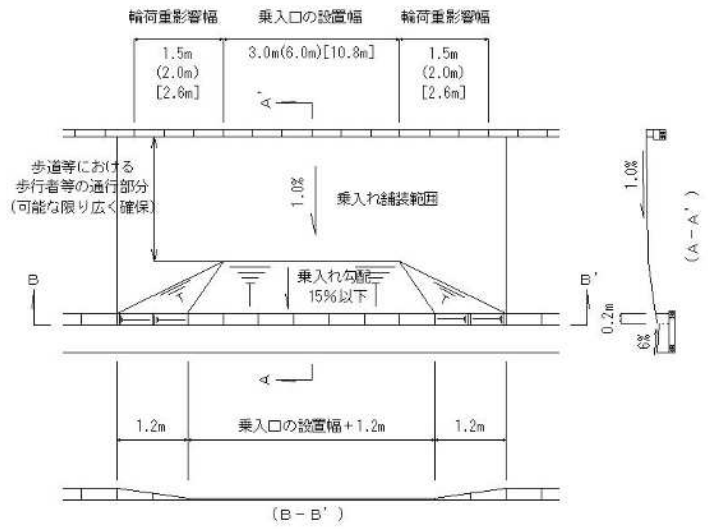
※工事完了後(一週間以内)

完了届に許可書写し、工事中、工事後の写真を添付して一部提出して下さい。

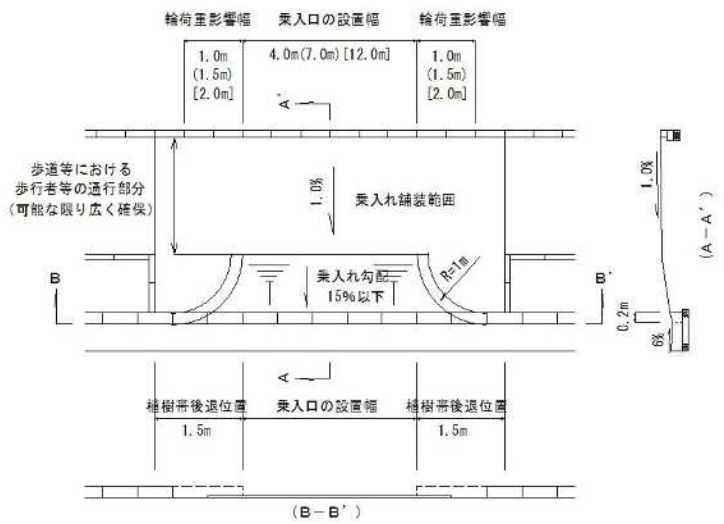
様式は市ホームページにあります。

自動車乗入部の標準形状図 【マウントアップ式】

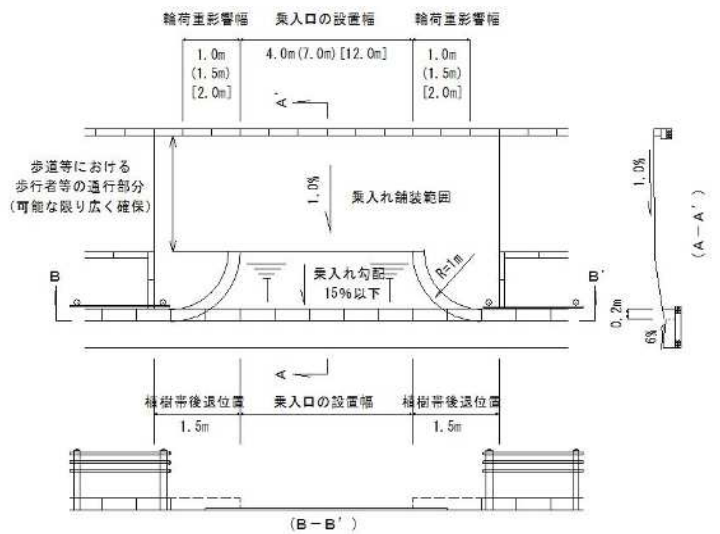
〈図1:一般部〉



〈図2:植樹帯設置部〉

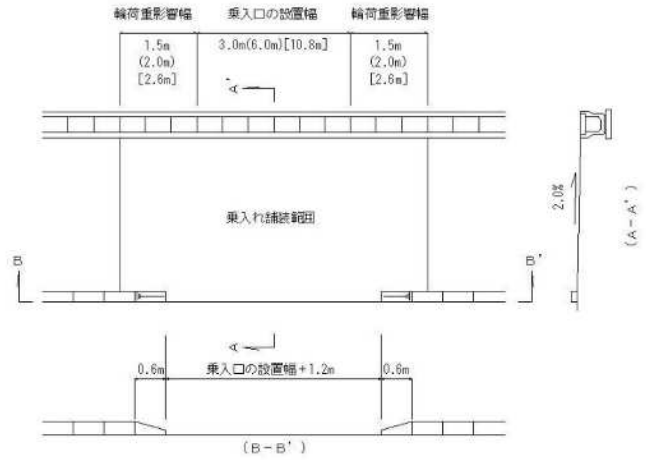


〈図3:ガードパイプ設置部〉



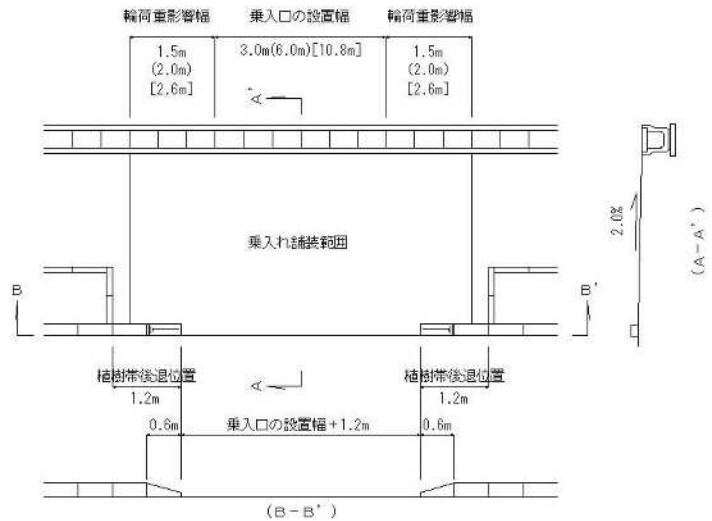
【フラット式】

〈図1:一般部〉



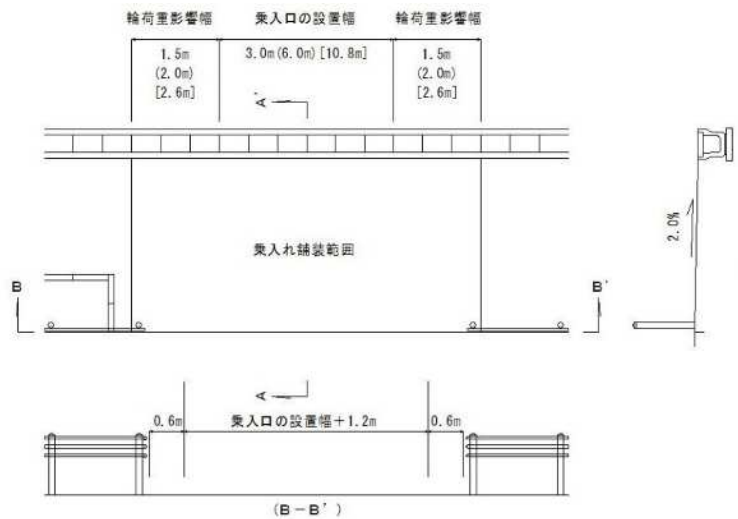
〈図2:植樹帯設置部〉

※乗入れ舗装範囲は、植樹帯等の施工範囲により植樹帯後退位置を含めた範囲を舗装範囲に指示する場合あり。



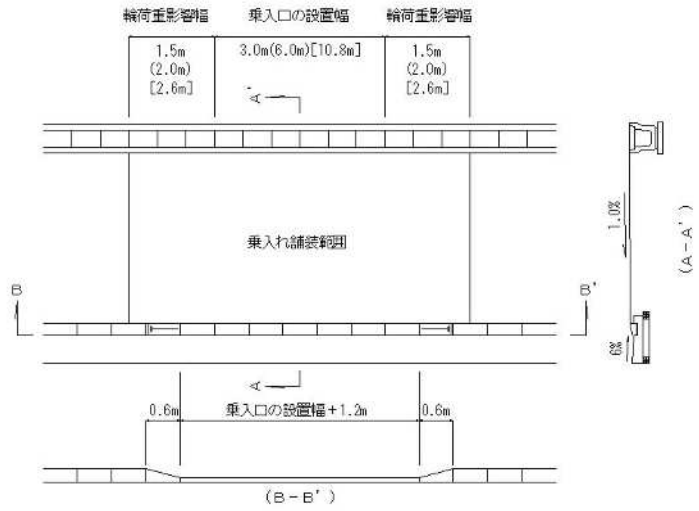
〈図3:ガードパイプ設置部〉

※乗入れ舗装範囲は、植樹帯等の施工範囲により植樹帯後退位置を含めた範囲を舗装範囲に指示する場合あり。



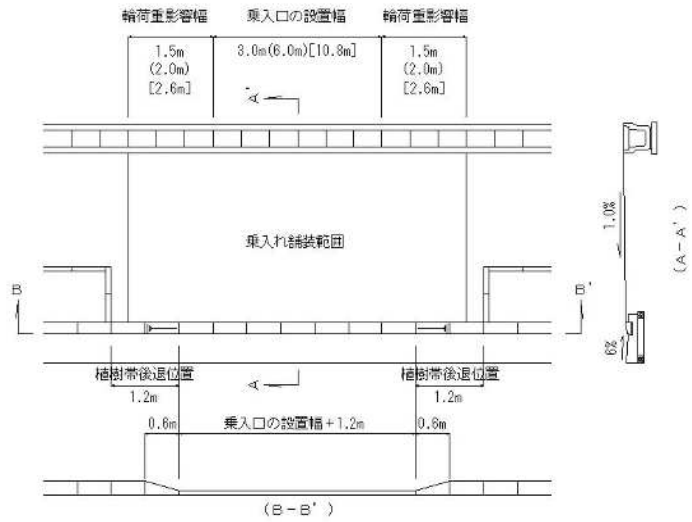
【セミフラット式】

〈図1:一般部〉



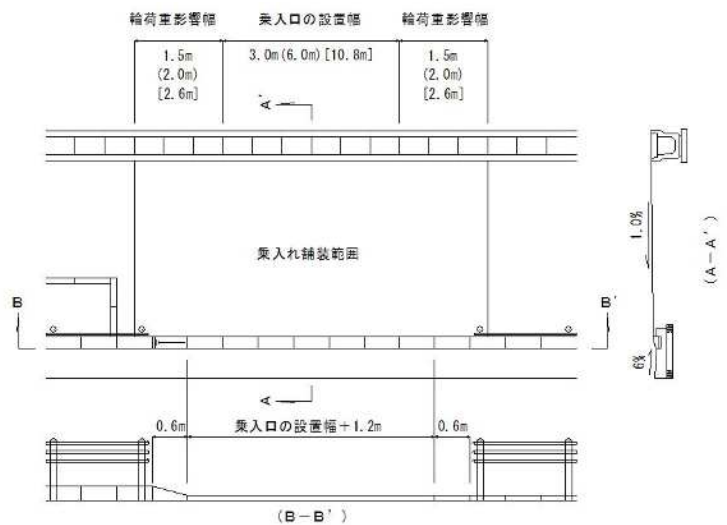
〈図2:植樹帯設置部〉

※乗入れ舗装範囲は、植樹帯等の施工範囲により植樹帯後退位置を含めた範囲を舗装範囲に指示する場合あり。



〈図3:ガードパイプ設置部〉

※乗入れ舗装範囲は、植樹帯等の施工範囲により植樹帯後退位置を含めた範囲を舗装範囲に指示する場合あり。



ブロック詳細図

(1)エプロン詳細図

ブロック取替タイプにおいて、既設エプロン部分が使用できる場合は、敷きモルタル部分をはつり、モルタル及び切り下げブロックのみを施工しても構いません。

詳細図の寸法t(エプロン厚)は、乗入口の規格により下表のとおりです。

〈エプロン厚t〉

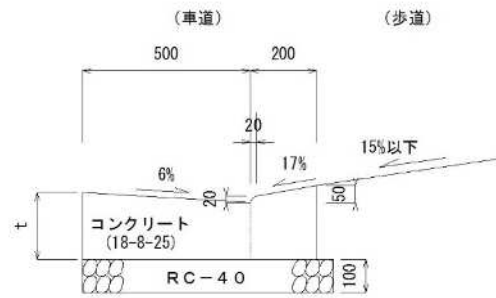
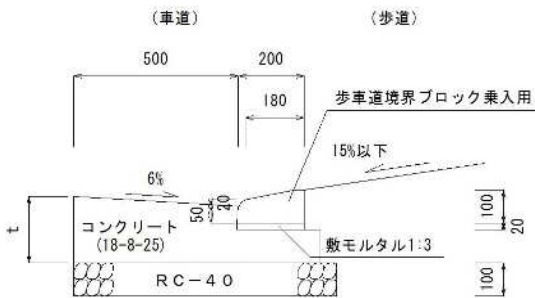
		大型車交通量(台/日・一方向)				
		100 未満	100 以上 250 未満	250 以上 1,000 未満	1,000 以上 3,000 未満	3,000 以上
タイプ	A 型乗入口	150mm			200mm	250mm
	B 型乗入口	200mm				250mm
	C 型乗入口	200mm				250mm

(参考:愛知県建設部「道路構造の手引き」)

〈図A マウント式 歩車境ブロックの高さ 20cm〉

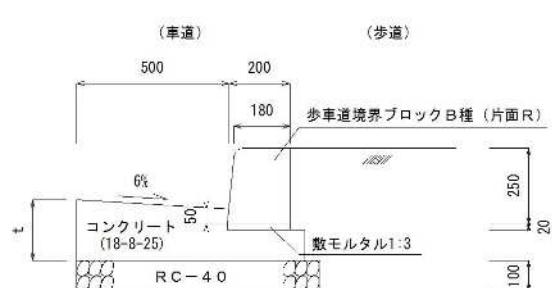
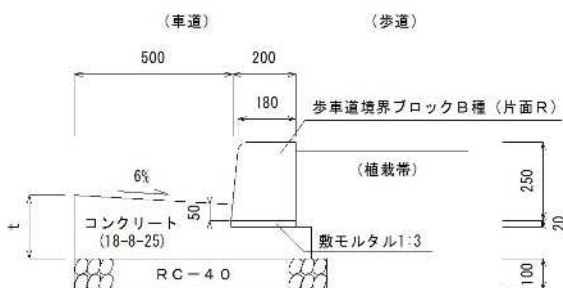
乗入口部(ブロック取替タイプ)

乗入口部(全面打替タイプ)



歩道復旧部(乗入口封鎖等)※植栽帯あり

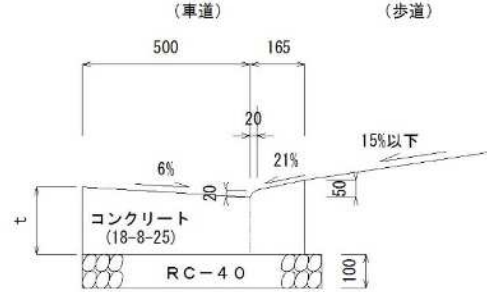
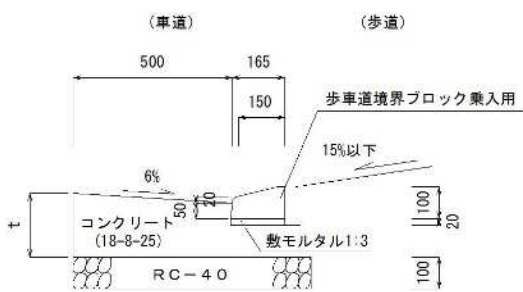
歩道復旧部(乗入口封鎖等)植栽帯なし



〈図B マウント式 歩車境ブロックの高さ15cm〉

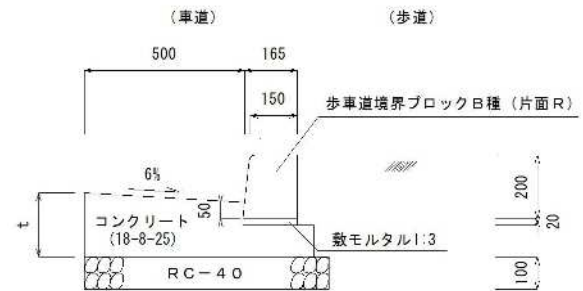
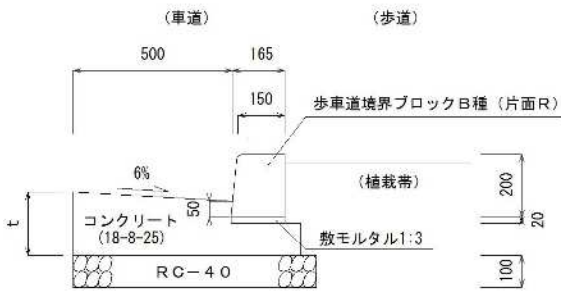
乗入口部(ブロック取替タイプ)

乗入口部(全面打替タイプ)



歩道復旧部(乗入口封鎖等)※植栽帯あり

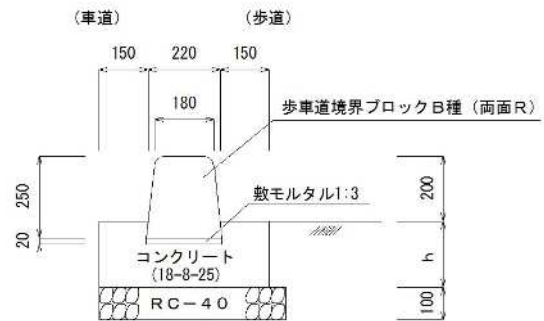
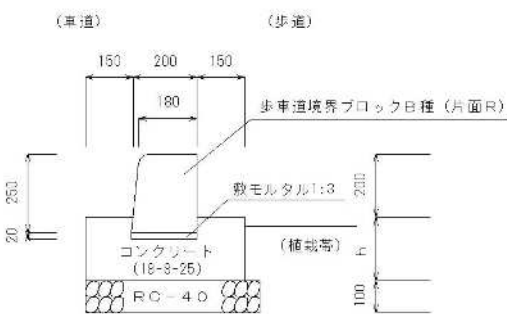
歩道復旧部(乗入口封鎖等)植栽帯なし



〈図C フラット式〉

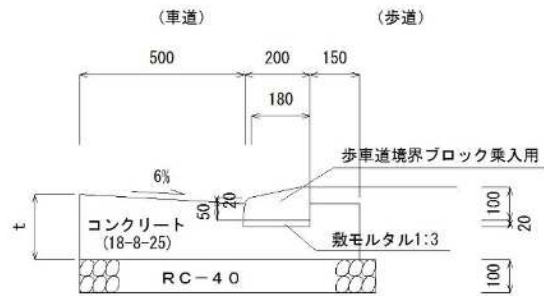
歩道復旧部(乗入口封鎖等)※植栽帯あり

歩道復旧部(乗入口封鎖等)植栽帯なし

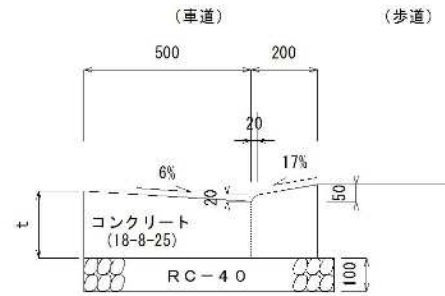


<図D セミフラット式>

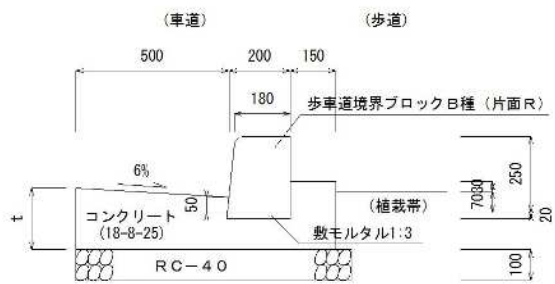
乗入口部(ブロック取替タイプ)



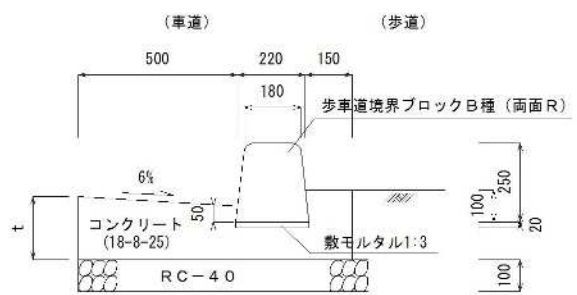
乗入口部(全面打替タイプ)



歩道復旧部(乗入口封鎖等)※植栽帯あり



歩道復旧部(乗入口封鎖等)植栽帯なし



舗装構成図

乗入部の舗装構成は、愛知県建設部「道路構造の手引き」の表 7.2 を標準とする。

表 7.2 乗入部の舗装構成

種別	目的			備考
	軽車両用 (A型)	中車両用 (B型)	重車両用 (C型)	
アスファルト舗装				<ul style="list-style-type: none"> ・A型, B型, C型とは「第6編交通安全編」表 1.4 自動車の種類の対象車輛を元に適用する。 ・軽車両用(A型)は, N1~N3交通(CBR6)における舗装構成に相当する。
セメントコンクリート舗装				<ul style="list-style-type: none"> ・中車両用(B型)は, N4交通(CBR6)における舗装構成に相当する。 ・重車両用(C型)は, N5交通(CBR6)における舗装構成に相当する。
インターロッキング舗装				

(適用)

- (1) 路床土は良質土を用いるものとする。なお、舗装構成は、路床の CBR が判る場合、それによることができる。
- (2) 路盤工は、再生クラッシャーラン(RC-40)またはクラッシャーラン(C-40)を標準とするが、現地の状況等により、これにより難しい場合は粒調(M-40 又は M-25)とすることができる。
 ※知多, 知立, 尾張, 海部設事務所管内は、現場条件及び経済性を考慮の上、路盤材に鉄鋼スラグ(CS)を使用しても良い。
- (3) コンクリート舗装の場合の生コンクリートの強度は(設計基準強度) $\sigma 28=21\text{N}/\text{mm}^2$ 以上とする。
- (4) 「舗装設計施工指針(平成 18 年版)」および「舗装設計便覧」によるものとする
- (5) アスファルト舗装()は前後の歩道舗装と同時施工の場合とする。歩道舗装が 40mm の場合のみ適用する。
- (6) インターロッキング舗装は、「インターロッキングブロック舗装設計施工要領 改訂版」等によるものとする。